

0 1 2 3 4 5 6 7  
10 9 8 7 6 5 4 3 2 1  
JAPAN

群馬県立図書館  
中文書  
中圖

昭和九年三月

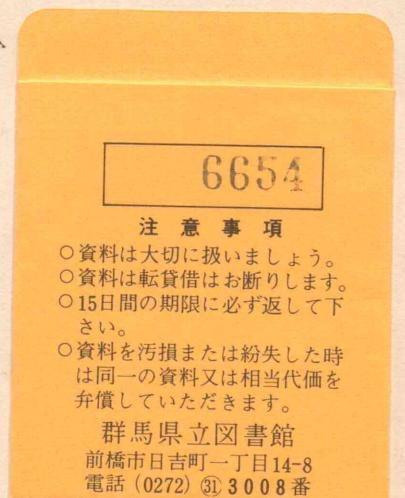
# 英國の豫算制度

國政研究會



國政研究會

英國の豫算制度



昭和九年四月四日

# 英國の豫算制度

## 目 次

### 一、總 說

英國豫算政局の変遷

英國豫算の特色

合 同 基 金

會 計 年 度

財 政 管 掌 機 關

議 會

大 藏 省

(1) 第一委員(國庫總裁)

二

(二) (七)

(四) (三) (二) (一)

(1)

英國の豫算制度

一一一一一

一八六二一〇二三三

第二委員(大藏大臣)

第三委員

政務官

(木)事務官吏

豫算の形式と内容

豫算の内容

科 目

追加豫算

豫備基金

継続事業

豫算案の提出と審議

歳出豫算案と提出

四

(二)

(三)

(一)

五

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

六

(二)

(一)

決 算

入

收

支 出

支 出

支拂事務官

支 出

&lt;

## 英國の豫算制度

### 一 總 説

英國の豫算制度は、古より最も古き沿革を有し、永き傳統に依つて確立したものである。故に之を理論の方面から見れば必ずしも系統立つものではなく、他國人から見ると多少難解な嫌がある。然し多年施行し來つた英國人として之を見れば、極めて常識的であり、便利なものである。其運用も極めて円滑に行はれ、豫算にての実質的內容を明瞭に知りことも頗る容易である。

故に同國の制度を直ちに他國に移入せんとしても、決して成功するものでなく、却つて不便難解たりを免れないので、同國の國民性

歴史等を背景に一考へるに非ざれば、同國豫算制度の妙味を解すことは出來ない。

### (一) 英國豫算政局の変遷

英國豫算制度の發達は、議會政局の發達と相関聯してゐるもので、最初先づ租税の徵收は、國民の代表者の兼諾を要すりと云ふ制度が發達し、更に一般に歲出を議定する権利が確認され、茲に豫算制度が完備すりに至つた。他の諸國の豫算政局及議會政局は、其の範を英國に採つたのである。

英國も古代に於ては、國王の私有財産たる領地收入及特權收入を以て、國家の經費を支辨してゐたのであるが、十三世紀に入り、戰爭入は王族の婚姻費用と租税に依つて調達した。然るに租税の徵收方法が、專恣横暴であつた爲め

國民の反抗心を激發し、茲に租税の徵收は、國民の代表者の兼諾を要すりと云ふ觀念が遂次發達し、終に一一五年六月十三日、ジョン王は有名なり大憲章（*Magna Carta*）を布すに至つた。大憲章は今日の憲法の淵源を成すもので其の第十三條に「議會の議決を輕々に非らざれば、如何か租税も之を王國內に於て課すを得ず、且し國王の身と籍ありきに皇太子加冠の時、長皇女結婚の時口此の限に在らず、加冠結婚の時と雖も正當の租税に非らざれば賦課すらと得ず」と規定し、國民の権利を確立したが、更に此の権利が崩壊することを恐るゝの餘り、國王の上に常設委員会の無限の権力が設けられに至り、大憲章の精神は却つて、破壊されて仕舞つた。

次で一九七年（エドワード一世の君在）議會の協賛なくして

租税を課すりにを禁止たり條例（The Statute de tallagis non concendo）が發布され、租税兼諾權が確立し、更に一三七八以来、議會が國王が前年度經費の決算を證明した後には非らざるば租税の兼諾と拒むことなり、茲に議會は國王の内政を監督し、稅務官吏の行為を検査し、王家の經費を審査監督するの權限を獲得した。

次で十六世紀に入り、封建制度が次第に崩壊して王權伸張し、一時議會の勢力も衰へたが、其の後また民權が強くなり、漸次議會の權限が擴張さらりに至つた。然て租税に對する議決は永久的であつた爲め、國王は議會の召集を稀にして、國民參政の機會を少からずめに至つたのである。其結果ウイリアム三世の治下一六八九年の權利條例（Bill of Right）の發布を見、租税を毎年議決する原則を確立した。

かくて一七五年米國殖民地に國防費を負担せりより目前で、印紙税の賦課を議決した處、茲に反乱が起り、終に米國の独立を來すに至つたのである。独立完成前英國議會は、如何なり租税も其の兼諾なくして殖民地に課すを得ざる旨の議決をしたが、是も米國の独立を未然に防止すりを得なかつた。然一此事件は英國豫算制度の發達上大に刺戟を與へたもの、一つである。

斯くてアン王朝時代に入り、永久的收入を永久的法律と以て確定し、毎年の議會に於て一々兼諾を要せぬこととした。此の收納金は初め普通基金（General Fund）、南海基金（South Sea Fund）、集合基金（Aggregate Fund）に今ル各特定の目的に使用すりに、なつてゐた。ジョージ三世の治世になり、之と一併の合同基金（Consolidated Fund）に集め、原則と

と總ての支出は此の合同基金より支出するの制度を樹立するに至った。

之を要すりに、英國に於ては、夙に議會等に下院の勢力が盛になり、他國に先づて租税兼諾權を獲得したが、此の權能が放棄され、總ての歳出に對して、全般附に下院の協賛を要するの原則が樹立され、に至つたのである。

## (二) 英國豫算の特色

英國豫算は我國の豫算などと比て甚ゝ特色を有する。

即ち之と歲出の方面から云へば、既定費（Consolidated Fund Def. etc.）と議定費（Supply Service）に區別され、既定費は一旦法律を以て定められると永久的の歳出となり、年々の議會に於て協賛を経ることを要す。故に議會に提出され、協賛が求めらるゝのは議定費のみであり、年度經過前に豫算案の提出を見りるのである。

而も年度經過後、大藏大臣は下院歳入委員會（後述参照）に於て、前年度の実績を述べ、新年度の歳入歳出（既定費、議定費の双方）の見積、国債の状況等を述べ、租税の増減、財務行政上改廃すべき提案を爲す。

故に我國がどに於て、歳出入全部が總豫算に計上され、全部が議題に供せらるゝと異り、下院の議題に供せらるゝものは議定費のみであり、而も議定費は、既定費及財源の問題を切り離して事前に審議されるもので、之を議定案に關する見積書（Estimates）と稱す。我國の豫算案に當らるゝのである。

尚歳入の内には永久財政法律で定められてゐるものゝあつが、年々新に立法手段に依り、其の内容、課率等を定めものゝ多い。是等に付ては財政演説を行ふと同時に財政法案（Finance

*Bill*) を提出し、議決を得て財政法 (Finance Act) を公布するのである。

尚豫算案及法律案に限つたことばかりが、英國議會に於ける審議方法として忘れてからぬ事は、急施を要する事項は、決議案にて其大項を規定した案が提出され、其の議決を見ると、是は、該法案が正式に通過するのからことを豫見して直ちに施行力を生ずることで、施行後中つくり細目に關する審議が行はれ、正式に法律として公布せらるるのである。

### (三) 合同基金

英國に於ける總ての收入は、一つの基金に拂込ま儿、總ての支出は此の基金より拂出されることは原則となすことも、又英國豫算制度の特色として、之を年記せねばならない。

之の基金は之を合同基金又は整理基金 (*Consolidated Fund*)

*The United Kingdom*) と呼ばれ、一七八七年の創設に係り。

同年度以前にあつては、夫々の支出は皆之に對應する基金を有し、(関税を財源とするもの、地租を財源とするもの、郵便收入を財源とするもの等) 赤算書の如きは、其の種類毎に之を作製することを要し、頗る複雜せらるものであった。仍つて一七八五年の下院決算委員會は、この基金を設けて收の全部を此の基金に統一せんことを決議し、茲ニ一七八七年 *Consolidated Fund Act* の制定を見たのである。

合同基金の実体は、英蘭銀行に於ける政府預金である。別の方面から之を觀察して國庫勘定とも云ふ。

歳入は原則として合同基金に拂込ま儿、既定費は全部合同基金より支拂けり。議定費を合同基金より拂出するには、下院の承諾を要し、法律として規定せらるゝのでありが、議定費

の大部 分は合同基金より支出される。

歳入の原則として合同基金に拂込まざるものがあり、其の著手ものは所謂支出補充金（*Overpayment on Def.*）がある。是は各廳の雜收入であつて、合同基金に拂込と漏さず、直に其の省の經費に充當す。従て英國豫算の形式は、總豫算額、支出補充金、純豫算額の三部分からなり。總豫算額の内一部は合同基金から支出し、一部は支出補充金から支出される。この事は最初より予定されてゐるのである。

#### (四) 會計年度

英國の會計年度は四月一日に初まり、翌年三月三十日にて終る。一會計年度は之を四月一日——六月三十日、七月一日——九月三十日、十月一日——十二月三十日、一月一日——

三月三十日の四期に區分され、經理を遂げらる。

英國の會計年度は所謂預金勘定期間で、あつて、年度内に於て事實上國庫から支出し、又國庫へ收納した金額と其年度の歳入歳出とす。即ち其年度に属する收支を意味せずして年度内に起つた收支を意味するのであり。詳述すれば翌年三月末日迄に英蘭銀行内の國庫勘定に拂込された金額と其の年度の收入とし、同期間内に英蘭銀行國庫勘定より拂出し、支拂事務官の勘定に振替へられた額を以て、其の年度の歳出額として整理するのである。

## 二 財政管掌機関

英國に於て豫算を提出する權能は、政府のみを掌握し、議會は之に協賛を與へ、國王の裁可に依つて法律として公布されかであ

而して政府として豫算を掌るものは主として大藏省であるが、此の外陸軍省、海軍省及び航空省は独立に豫算を提出する権能を有する。

又豫算に従い收支を掌る税關とは内國收稅廳、稅關廳、郵政廳、支拂總監廳等があり、英蘭銀行及後蘭銀行は預金及現金の收支を掌つて居る。

財政監督の任に當る檢閱は會計検査院であるが、大藏省も亦各省に對して特殊の監督權を持つて居り、議會は決算を審査することに依つて、最終の監督權を行使するのである。

### (一) 議會

英國の議會が吾國最高の歴史を有し、上下兩院より成立して居ることは今更改めて述ふらぬが、財政に関する權能は全

く下院を掌握し、上院は實質上殆んど權能を持つて居らぬ。

而して下院に於て豫算を審議するに當り、委員會制度が極度に活用せられて居る。此の点は注目に値するのであるが、其委員會の主要なものは、歲入委員會 (*Committee of Ways & Means*)

議定委員會 (*Committee of Supply*) の二つである。歲入委員會は歲出全体に適合せしめり、歲入を審査し、財政全体の計畫を議定する委員會で、議員全体から成る。即ち全院の議事と一時中止し、全員を以て歲入委員會を構成するのである。議定費委員會は歲出中議定費に對する審議を行ふものである。即ち英國の歲出には前述の如く法律を以て永久的に規定せられ、毎年議會の議決を要せざる既定費と毎年議會の議決を要する議定費とあり。議定費委員會は此の議定費を審議するのである。

### (二) 大藏省

英國の大藏省はスルマン王朝時代に起つたもので、最初は *Exchequer* と呼ばれ、政府の最高官廳として裁判事務をも掌つた。爾來幾多の度遷と經て、裁判事務は裁判所の專權となり、名稱も (*Treasury*) と呼ばれるに至つたが、現在に於ても各省中の主要の地位を占め、豫算の編成、施行其他一般財政上の諸問題に關する事務を掌り、内國收稅廳、稅關廳、支拂總監廳、造幣廳、郵政廳、其他の官廳を監督する。而して其の首腦部は尤記大藏委員より成る。

(1) 第一委員 (國庫總裁) (*The First Lord of the Treasury*)  
殆んど歴史的名義上のもので、通常は首相之を兼ねし財政の大綱を統へるに過ぎず。單に國王に對し皇室費から支給する恩給、賞典と受けらる者を推薦することを自己の権能としてゐる。

(2)

第二委員 (大藏大臣) (*Chancellor of the Exchequer*)

他國に於ける大藏大臣に該當するものである。昔時は裁判事務も其の權限に屬つたが、今は其權能を有せず。唯昔時の名残として毎年 *Sheriff* を任命し、儀式に参列するに過ぎない。尚第二委員は必ず下院に議席を有することを要す。

(3)

第三委員 (*The Junior Lords*)

政治上第一委員及第二委員と助けて院の内外に活動する職務を有し、別段常務のない政務官で下院議員も任命される。通常四名であるが、定員があるのではない。

(4)

政務官 (*The Parliamentary Staff*)

上記委員は其属僚として政務次官 (*Parliamentary Secretary*) 及財務次官 (*The Financial Secretary*) を任命する。名前づいて前者は第一第三委員と補充し、後者は第二委員

員と補助す。

### (木) 事務官吏

事務官は政務官と劃然區別され、政黨に何等關係なく、独立の保障を得へられて事務の疎遠を圖つて居るのである。英國の事務官吏中には、多年専門的事務に精進し、其人格、識見、社會的位置頗る高き人々が少くない。

是等事務官吏中最も高級なものは事務次官（*Permanent Secretary*）で、其の下に理財局、歲出予算局、官廳職員局の三局があり、各局長、課長と有する。

× × × × × × × ×

之を要するに大藏省の權限は、一般財務の施行に関するもの、外、國家全体の經費に関する監督權を有し、他の省の一段上に位し、極めて強力なる省である。

大藏省は蘇格蘭及愛蘭に於ける事務を掌らむるに、各事務局を設けて居り。前者はエデンバラ、後者はダブリーンに在る。

### 三. 豊算の形式と内容

(一) 豊算の形式  
下院に於て審議さうものは、該定費のみであつて、既定費は審議さり、こゝなく、又英國に於て *Budget* と稱さうものは、新年度が開始された後歲入委員會に於て、大藏大臣が試みる演説がることは前述の通りである。

大藏大臣は右演説を試みるに當り、歳出入全般に亘り財政説明書（*Financial Statement*）を提出するのであるが、右説明書は

(一) 前年度歲出豫算及実績比較表

(二) 前年度歲入豫算及実績比較表

## 國債一覽表

(五) 對外並對殖民地債權一覽表

新年度歲出豫算對前年度歲出豫算比較表

同上(概計表)

前年度地方稅見債表

(六) (七) (八) (九) 新年度歲入豫算及前年度歲入豫算見積表(現行稅制)  
稅率改正及新稅に關する提案

(二) 新提案に依り租稅計畫が予算に及ぼす影響

(三) 関稅及消費稅歲入項目別一覽表(大括大要改正案に依り  
支那と合む)

(三) 新年度歲出入對照表 其他關係諸表

から成つて居る。

之を法律關係から見ると、既定費は永久的法律に依つて其支出が規定されて居るもので、年々之を繰返す必要がないが、之に反し議定費

は年々其支出が審議され、議決され時は歲支出法として独立の法律が公布され、當分の支出と決定するのである。

又歲入の方面から見ると、歲入の中には永久的法律に依つて永久に課率が定められて居るものと、年々財務法案(Finance Bill)を提出し、財政法(Finance Act)を公布して賦課を決定するものとがある。財政法案は是亦歲入委員會の議に付せらる。故に此の段階に於て下院に現れた豫算案は我國などに於ける豫算案とは餘程趣きが異り、收支の均衡全体が達觀一得らしむことの便宜がありが、一方に於て法律關係から之を考察すれば、歲出入各々別個の法律に依り規定さるべきものでありと云はねばならぬ。

然し歲出入の構成を見ると、財政說明書に依つて之を一覽するを以て最も便宜とする。茲に一九三三年一月四年度の項目及計数を例示

すれば左の通りである。

20

歳 入

(甲) 普通歳入

内國稅收入

所得稅

附加所得稅

相續稅

印紙稅

超過人利得稅

地租其他

關稅及消費稅

關 稅

消費稅

大九八、七七七、〇〇〇

三七七、九〇〇、〇〇〇

二二八、七五〇、〇〇〇

五一、〇〇〇、〇〇〇

七四、七五〇、〇〇〇

二〇、四〇〇、〇〇〇

一六九、一四七、〇〇〇

八〇〇、〇〇〇

一〇一、一八六、〇〇〇

磅

新力車稅

國庫錄入金

遞信省稅收入

御料地收入

英日政府各稅貸收入

雜收入

一一、七〇〇、〇〇〇

一三三、〇〇〇

八〇〇、〇〇〇

五、〇〇〇、〇〇〇

八三、五三九、〇〇〇

五九、四三九、〇〇〇

三四、一〇〇、〇〇〇

歲 出

(甲) 普通歲出

獨立均衡會計

遞信省

道路基金

大九八、七七七、〇〇〇

21

## 既定費

国債利子及取扱費  
二三四、三〇〇、〇〇〇北愛蘭金庫支出  
六七五〇、〇〇〇其 他  
三五五〇、〇〇〇

## 議定費

四六三、一八六、〇〇〇

陸軍費  
三七、九五〇、〇〇〇海軍費  
五三、五七〇、〇〇〇空軍費  
一七、四二六、〇〇〇民政費  
三四一、七七一、〇〇〇租稅徵收費  
一一、四六九、〇〇〇

## 剩餘金

八二、四三九、〇〇〇

## (乙) 独立均衡會計

一二九一、〇〇〇

## 遍信省

五九、四三九、〇〇〇

道路基金  
二二、〇〇〇、〇〇〇

## (甲) 豫算の内容

以上、表に依つて見らに普通歳出入と独立均衡會計との二者あり。独立均衡會計は一見我國に於けり特別會計の如く見えりが其の性質に於て多少異なり点あり、計算の上に於ては別途整理されてゐりけれども、普通歳出入と全然一体を成し統一たり豫算である。

即ち歳出する見れば、道路基金は既定費に属し、遍信省費は議定費の一種であり、普通歳出の議定費と一緒に審議される。唯收支を一絑せしむる目的から普通歳出から切り離して計算し、之に對應する歳入と計上したに過ぎない。

歳入の關係から云へば、遍信省關係の歳入中所要額だけ独立均衡會計に振當て、其の餘りは普通歳入に一遍信省純

收入」として繰入なる。又道路基金の財源は新力車税であるが、所要額以外は新力車税国庫繰入金として普通歳入に繰入なるのである。

(註) 独立均衡會計の收支を必ず一致す(オシム)である。一九三三年度の歳計にあとは均衡かとて居らぬが、其の差額二〇〇、〇〇〇磅は普通歳出に償還せらるゝ雜收入中には計上されてゐる。故に実質に於ては道路基金の歳入は二三〇〇磅で同歳出一致して居るのである。

右に掲げた歳入の大部份は法律に依つて永久に定められ、特別の政令等に依り引續き、國庫に收納せらるものであるが、其の内或者は年々財政法に依て課率を定められるのである。此の種類に属するものは、内國稅(所得稅、附加所得稅、印紙稅、超過利得稅及法人利得稅)、關稅(酒精、麥酒、葡萄酒、煙草(シガー)自新車用酒精)、消費稅(酒精、麥酒、自新車及自新自轉車免許稅)、動力車稅、郵稅(葉書及印刷物を除く)

等である。英國の財政が伸縮力に富む所以は、此の點で財政に餘裕のある場合に減稅を行ひ、無益、貿易を諫せたり様努めて居るのである。

雜收入には種々のものが包含せらる譯であるが、其の主なものは王室世襲收入金、英蘭銀行課稅金、破産法收入金、會社清算法收入金、郵便貯金收入金、造幣局收入金、歲計剩余及過拂國庫戻入金、海悟金收入等がある。

其の他の既定費の内譯は皇室費、年金及恩給金(皇族年金、陸海軍恩給金、政務官文官恩給金、裁判官恩給金及補償金、退官者諸給與、各種恩給金)、俸給及諸給、司法費、既定費諸雜費、地方稅斯定への支拂である。

議定費中の民政費の内譯は中央政府及財政費、帝國及外國費、內務省及司法省費、教育費、保健、勞働及保險

費、産業費、工事印刷出版費、恩給費、地方收支に對する國庫負担等に區分せらるるものである。

尙前記以外の特別歳出として、貸出金、別途勘定歳出、國債銷却費、短期借入金、持戻費等がある。

其の内特に別途勘定（欄外會計）(below the line)と稱せらるゝものは、特別事業基金の資本勘定に属するが、普通の歳出入以外に夫々其の基く特別の法規に依り、各資本勘定に付て國庫に收支を繰り、毎年豫算演説の際提出する Financial Statement の Final Balance-Sheet の欄外收入の部に Borrowings to meet Expenditure chargeable against Capital 支出の部に Expenditure chargeable against Capital にて、金額を掲記し、又は各省豫算見積書の欄外（又は適當の個所）に金額を掲記して、一般歳出入以外に其等資本勘定の當該年度の收支を計上

## (三)

## 科 目

之、歳計全体を通観するに便宜からめて居る。茲に云ふ資本勘定は、我國で云ふ特別會計の如きものではなく、臨時的に特殊財源に基いて當む事業費の如きものを指すもので、其の種類の如きも年々興奮を見る。現在に於ては一九一三年電信（公債）法に依り收支ありのみである。

英國の豫算は款（Class）、項（Vote）目（Sub-head）節（Metail or Item）の科目に分類せられて居る。

而して議定費中民政費以外に付ては、款の設なく直に項以下に分類せらるるものである。

款項は立法科目であつて、目節は行政科目でありこれは我國と同様。從つて款項は之が適用を許さず。唯例外として陸、海、空軍豫算に付ては、毎年の歳出豫算支出法に依つて特に明

許された各項に付大藏省の兼認を得、總豫算額を超過せり、  
る範圍内に於て或項の節約又は支出補充金の增收に依つて得たる  
餘裕を以て他項經費の不足又は支出補充金の減收を補充し、  
又は緊急の必要ある場合、一時之を流用する事を得らる。然し  
して流用した場合には、次期議會にて追加豫算を提出して、  
其の協賛を得るを要すものである。

目の金額は流用と許可して居るが、監督方面から議會も最  
格の計算書を要求し、會計検査院長は此計算書には意  
見を開陳し得るものである。

節の流用は自由であらが、報酬金又は新規の經費へ流用する  
場合に限り、一應大藏省の兼認を要すものである。

#### (四) 追加豫算

英國には我用憲法第七十條に於く緊急處分の制度を有す

後述豫備金に於く外に専ら追加豫算に於るのである。又英  
國議會の會期は極めて長き爲め追加豫算を提出するの機會  
多く、緊急處分の必要を見なしがある。

追加豫算は何時でも提出し得るが、主なるに二つの場合がある。  
第一の場合は、六月の文に提出するので、普通の討議を経て  
本豫算と共に歳出豫算支出法に合体さる。之を *The An-*  
*other Supplementary* と稱する。

第二の場合は、二月の文に提出するもので、予算確定後年度終了前に告じた事実に基く經費の追加要求である。是は前記 *ways & Means Act* 中に掲記され、其の後に次年度歳出予算支出法中に計上されるのである。是は將來の支出に付、議會の協賛を求むらざらず、過去の處  
分に付事後兼諾を求むるものである。二月に提出する追加予

と稱する。

尚戦争其他重要事件等生し、長期に亘り科目の目的を詳  
細に予見する事不可能なら場合は「一定金額と或目的の  
為に支出する」と云ふ予算を提出し其諾を求む。歐洲  
戦争の經費は此の方法に依て支出されたのである。

### (五) 豫備基金 (Civil Services Contingencies Fund)

陸、海、航空省は予算各項の金額を流用する事が出  
来る。收入各廳は其の廳の收入中から一時的立替拂の  
方法をあらが、其の各省は斯の如き便法を以て予備  
基金の設けがある。

即ち歳出予算支出法が公布される以後年度末に至る間  
に於て、不測の事実が発生し、他に支出の途方々場合には予備  
基金から支出する。而して次期議會に於て追加予算を提

出し、協賛を得た上前に使用したる金額を補充するのであ  
る。

此の基金は一般歳出外に大藏省が管理する予備金の一種  
であつて、支拂總監の勘定に預け入れて置く。

豫備基金に似たものに大藏省金櫃基金 (The Treasury  
Chest Fund) があるものがある。是は海外又は遠隔の地方に在り  
陸海軍其他の官廳が積主に向つて支拂と爲す場合、直接  
に送付する煩を避け大藏省に金櫃基金を設け、支拂總監  
の勘定に預け入る。該基金から立替拂と爲さるものがである。  
從つて支拂後所屬廳の議定費から戻入を要する。

### (六) 繼續事業

英國に於ては我國に於ける如き、継續費の制度がない。  
故に通常は毎年の普通予算に依て、予算を計上するもの

であつて、議會も政局道德上紊に之が削減を行はぬ。故に  
継續費制度の設けある場合と大差ないのである。

次に特殊のものに付ては、特殊の法律に依り、欄外會計を次に  
事業と遂行する。是等の事業の主なものは、陸、海、空  
軍、電信、電氣供給、住宅等に關するものであるが、陸  
海、航空以外の継費に付ては、全然統一主義に依り國家  
の經費と少からぬして居る。

是等継續事業の財源は主として國庫剩餘金であつて、不足  
の場合は借入金を許す。年割額の規定なく、毎年所要  
額は所屬長官から金額を定めて大藏省の兼認と求め、  
之が收支は欄外會計にて一般歳出入外に於て整理さる  
のである。

#### 四 豫算案の提出と審議

英國に於ては豫算に對する下院の權限極めて大きく、上院は殆んど何  
等の權能を有せざるに寧ろのである。而して豫算を編成し下院に  
提出するの權能は政府のみを有し、下院側に於ては之を有せない。  
尤に豫算案提出並に審議の順序を述べよう。

英國に於けり豫算案の審議は、我國と大に趣を異にして居る。即  
大藏大臣は下院に於て財政演説を爲し、歳出入全般の説明を爲  
し、兼認を求むるものである。故に此に於て豫算が提出された  
もの、如く見えるが、之を法律關係から論ずれば

##### (1) 歳出中

既定費は既定の法律に依り共同基金から支出。議  
定費は歳出豫算支出法案を提出し、法律を公布

と公同基金から支出。

## (四) 歳入中

既に永久的法律に依り規定され居るものは該法律に  
依り合同基金に収納。

毎年法律に依つて課率を定ちるもの、及に新に提案を爲すものは財政法案を提出し財政法を公布し合同基金に收納。

すりことを規定するのであり、而して一般の法案と同様緊急を要するものに付ては、正式の法案を提出する前に大綱を示す決議案を提出し決議(Adoption)として法律的効果を獲得し其後にてゆづくり法律案の審議をするのである。而して決議案及法律案共に委員會制度に依り詳細なり審議をするものである。

以下歳出、歳入の所部門に亘り審議の順序を述べよう。

### (一) 歳出豫算案の提出

大藏省は毎年十月一日の頃、各省及收入廳に對し十二月一日迄に大藏省に其の經費要求書を提出すべき旨の廻狀を呈送する。此の廻狀には若し十二月十五日迄に詳細なり要求書を提出不得さる理由のあり場合は、大体の科目、金額に付要求書を送付すべきこと、特別の事由つき限り翌年一月十三日以後は大藏省は要求書を受理せず、又同日以後は要求書の内容変更を許可せざることを記載する。

之うち先閣議に於て首相は翌年度の新事業に對する方針を述べ、大藏大臣は翌年度の收入見込に對する意見を述べ、両々相俟つて要求書審議の標準を決定する。

大藏省は右要求書を審議し、適當と認めざり場合には適宣削減するが、主務大臣との交渉が円滑に進行せば

る場合は閣議に提出して裁断を求める事もある。

斯くて予算が編成された場合は、之を決定する爲に説明書と共に二月の文に於て下院に提出する。

尚陸、海軍、兩省及航空省は、大藏省に要求書を提出すりにとなく、兩省自ら下院に提出すり、豫算案を編成する。即ち大藏省は前記要求書提出に關すり、廻狀を奉送すりにとなく、三省豫算の科目、金額其他の形式を大藏大臣と協議し、其總額を閣議に於て決定し、閣議決定の上は三省に於ける會議に於て細目を決定すりである。

(各廣に於て予算を編成するに於いては、各般の準則<sup>けありがて</sup>は、  
各省略する事にすり。然しそれ内に於て特に注意を要するには、  
經費の科目を新設する場合に於て予め大藏省の兼認を要する事で、  
大藏省の監督は斯<sup>ノ</sup>如く極めて重きを有して居るものである。)

## (二)

下院に於ける議定費豫算案の審議と歳出豫算  
支出法の公布

下院に於ける審議順序は、一七〇七年三月二十九日決議の衆議院議事規定に依りるので、右規定は憲法に準ずるものと重きと爲して居り。

下院は國王の議會開會に關する新語に奉答すりと同時に左の決議をする。

(1) 下院は一定時に於て一時自ら議事を中止して議定費委員會 (Committee of Supply) を組織する。  
(2) 下院は再び一定時に於て歲入委員會 (Committee of Ways and Means) を組織する。

議定費委員會開會の日には、下院議長は定期に於て議長席を退き、全員を以て右委員會を組織する。而て八月五日迄

の期間に於て、三十日間以内を各省豫算及陸海軍豫算の審議に割當つるを要す。委員會は関係官吏と招致して説明をなすしめ、又は公文書記録等を送付せしめうことが出来り。其の議事は敏活を貴び、時間と空費すり外がない。

委員會は不適當と認むる場合に於て其費目、金額を削減することが出来りが増加することは出来ぬ。

議定費委員會が議事を終了して委員會を解散すれば、下院議長は再び着席し、委員長から議事終了の旨を報告し、議長は期日を指定して議決の結果を報告することを命ずる。若し所定期日迄に政府案全部を議つたせず場合に於ては改めて後日再び委員會を開會すべきことに附許可を求める。

議長の命に依り委員長は一定期日に於て議決の結果を報

告し、下院は之に依つて議定費支出の承諾を與へるのである。此の承諾は直ちに效力を生ずるのである。上院に回付をあらニと要さない。

斯の如く議定費の支出を下院が承諾する時は、政府に右支出の權能を與へる法律即ち歳出豫算支出法（Appropriation Act）を公布するのである。年度開始迄に全部の審議を了すことは極めて稀で、實際には七、八月の候に至らなければ右法律の公布が出來ぬのである。然一ががら國家の經費は一日にして支拂を止むる能はないものがあり故、三ヶ月乃至四ヶ月分の經費を見積つた假支出法案を提出し、三月末迄に假支出法（Consolidated Fund Act）が公布される。假予算は各省及收入廳予算のみに關するもので、新規事業に必要とする經費は原則として此内に包含せぬのである。

又陸海軍費は大藏省の承認を得、項の元用に依り一時経費の支  
弁をなす得るを以て假豫算に拠り必要を生じない。尙前年度の經  
費にて追加豫算として要求されたものは、此の假支出法に包含  
されうるので、時には假支出法は $\text{A. A. A.}$ 等數回に亘って公布さる  
ことがある。

次いで下院に於ける審議が全部終了する時は、歳出豫算支出法  
(Appropriation Act) が公布さる。同法は合同基金より支出  
することを承認したる議定費の金額、支出補充金より支出と許す  
金額、合同基金より支出せらるゝ議定費の總額へ歳出豫算支  
出法に依つて新に承認せられた額に假支出法の金額を加へたる總  
額(並に各種法律に依つて許された支出補充金の總額、政府  
が一時借入金を得る金額並に償還方法、陸海軍予算の  
各項流用の許容、支出補充金支出の許容等の規定を包含

し議定費の内訳を示したる表を附属せめて居る。

歳出支出法案は上院にも回付されりけれども、上院には修正権な  
く、全体として可否を決するのみである。不事実上否決した例が  
ない。

### (三) 歳入に関する審議及財政法の公布

大蔵大臣は新年度開始後即ち四月下旬に、下院歳入委員  
會 (Committee of Ways and Means) にて財政演説を爲し  
財政説明書を提出す。是は歳出入の内容及均衡全般に關  
して説明し、國債の現況、償還計畫等とも説明し、特に歳入に  
關して新から提案を爲す。

之と同時に多くの財政法案が提出され、歳入の新提案、國  
債の執行等に関する提案をなし、議會通過の曉には、財政法  
案の公布となりのであるが、財政法は歳出豫算支出法と同

時に公布せらるゝもか、両者相合して豫算施行の效力を発生せしむるものである。

## 五 豫算の施行

上述の如く豫算が確定し、関係法律が公布されば、茲に豫算の施行力を発生する。

英國は昔から銀行の発達した處で、國庫事務も早くより銀行を利用して、國庫金の受拂に関する預金制度が確立したのである。我國の如きは今日こそ國庫金受拂に関する預金制度が完全に成立したが、大正十年迄は所謂金庫制度なるものを採用して居た。

所謂預金制度と稱すのは、國庫に收納した國庫金は認めて之を中央銀行に於ける政府預金として之が支拂を爲す場合に充分に運用し得らるゝのである。

次に之を支出、收入両方面に今ちて説明しゆう。

### (イ) 支出

總て國庫金は英蘭銀行及愛蘭銀行が之を保管し、政府預金として處理されるもので、歳出豫算支出法、假支出法其の他の法律に依つて之を支出得り。此の場合両行内の國庫勘定から、同行内の支拂事務官の勘定に拂出し、更に支拂事務官から債主に拂出すもので、其の第一の手續を支出となり、第二の手續を支拂と稱す。而して支出をするには準備手續として大藏省か會計検査院に對し、信

用賊興の請求を爲す行為を要する。

### (1) 支拂事務官

茲に云ふ支拂事務官とは、國債管理長官（The Comptroller General of the National Debt）及英蘭銀行、愛蘭銀行、國庫金出納役（The Chief Cashier of England and Ireland）、收入廳會計長官（The Accountant General of the Revenue Departments）、支拂總監（Pay master General）を指すのである。

而も支拂を備す機関と最も重要なものは、支拂總監である。各省の經費、陸海軍の經費の如きも、皆支拂總監に屬す。支拂は少く、支拂總監廳は總監の外に副總監以下多數の官吏を以て構成し、總監の地位は極めて高いものである。廳内を陸軍局、海軍局、各

省局、出納局、計算局、裁判事務局等に區分して居る。

收入各廳（稅關、及消費稅廳、內國稅廳、郵政廳等）の支拂は、其の廳に獨立の會計長官があり、國債關係の諸經費は、營業局長、國債監理委員等特殊の機關に取扱つて支拂はある。

支拂行焉は右諸校閥に依り行は少くが、支出各廳の會計官も亦大々其の廳の會計事務を行ふもので、其地位は、同様に頗る高い。

### (2) 支出の準備

歳出中既定費に關する支出事務は、大藏省が直接に其の取扱を爲す。然し支出を爲す前に會計検査院長に、信  
用賊興の請求する事を要する。此の信用賊興の請求に

は二種あつて、一は毎四半期に於し、他は毎四半期の終に於す。即ち大藏省は毎四半期の終りたる三月末、六月末、九月末、十二月末に於て、各期に属する政府の總收入及既定費支出の状況を示す、計算書と調査書と計算書の示す既定費中、未だ支拂を了せざる部分に付、信用賛興の請求を爲し、又毎四半期中、支出を要する金額に付隨時其の請求を爲す。(實際に四半期開始の際に同四半期内の支出所要額の見込概数をまとめて一回請求する。)

會計検査院長が信用賛興を爲した場合には、其旨英蘭銀行に通知する。

又議定費に付ては、議定費に關する法律が公布されたと同時に、國王は大藏省に對して命令書を發し、一年度内に於ける経費の支弁を大藏省に許容し、併せて大藏省は英

蘭銀行に指図して、同行内の國庫勘定を拂出する、ことを命ずる。此の命令書は極めて鄭重なり書式に依るもので、大藏委員三名の副署を要する。

大藏省が右命令書を接受する時は、各支出官廳の會計長官及支拂事務官に宛て、該年度に於ける各廳の予算額を通知あり、予算額通知書を發する。此の通知書が出來ぬので、急施を要する場合は、各廳は支出の請求を擧げ、後に發す。予算額通知書の範圍内で一時支出を許可するにあり、又支出各廳の方面より支拂總額を詰て大藏省に假通知書の呈送を要求する場合もある。

此の信用賛興の請求は、既定費の場合の如く、二種に區分して爲すことなく、毎四半期に一二回爲すのみである。

會計検査院長が大蔵省の請求を適當と認めた場合には、信用を賛興し、英蘭銀行及愛蘭銀行に之を通知する。

### 支出

(八) 大蔵省が會計検査院長から信用の賛興を得た時は、支拂事務官の請求に應じ、英蘭銀行にあり、國庫勘定から各支拂事務官の勘定に移すのである。而して既定費の内、公債利子及公債取扱料は英蘭銀行營業局長へ支拂り、有期年金及新設債基金は國債監理委員会勘定へ、其他の既定費は支拂總監勘定へ振替へるのである。此の場合は大蔵事務次官が署名一たん既定費支出通知書が奉せらる。

議定費に付ては支拂事務官（主として支拂總監）は大蔵事務次官に國庫勘定より自己の勘定に組入せることを請求する。

議定費中歳入廳の分は、自己の支拂事務官として、國庫より支拂を受けざせらるのでありから直に所要額を知り得らるるが他の官廳は支拂事務官の手を通ずる爲め、各廳として毎日翌日の支拂所要額を支拂總監に通知せしめ、支拂總監は之に依つて所要額を知り、總て支拂事務官が大蔵省に對レ提出すり國庫勘定支出請求書に對し、大蔵省は英蘭銀行又は愛蘭銀行に支出通知書を奉し、之に依つて勘定の振替を爲すのであるが、税關、内國收稅廳、郵政廳の分は、夫々の勘定へ移し、其他の經費は總て支拂總監の勘定へ移すのである。

## (二) 支拂

既定費の支拂は、大藏省より支拂總監に既定費支拂通知書を奉り、之と同時に債主に支拂命令と發行交付する。

債主は自己の取引銀行を通じ、又直接に支拂總監に右支拂命令と提示し、支拂總監振出英蘭銀行支拂の小切手を受取り。

議定費に付ては、各支出廳は一方支拂通知書を支出總監に奉り、同時に地方債主に支拂命令を交付し、債主は之を支拂總監に呈示して小切手を受取り。

又收入廳のものは、其の廳會計官から其の會計長官に支拂通知書を奉り、同時に支拂命令を債主に交付するもので、其後の手續は前の場合と同様である。國債關係のものは、特殊のものであらから其の詳細は之を省略する。

(二)

## 收入

歳入は永久的法律に依る外年々の財政法に依つて收納されもので、並に財政法が正式に公布されたときも、下院歳入委員會に於て大綱に付す決議を得れば、法律公布迄の間豫見的徵收と爲すこと得り。此の關係は、租稅假徵收法（Provisional collection of Taxes Act, 1913）に規定され居る。然しこの效力は總ての歳入に及ぶものではなく、所得稅、關稅、消費稅は限られて居る。又委員會に於けり審議は極めて短期に行はれる故尙人等は法案通過を見越して色々の行動に出づる暇がないのである。

英國の收入機關として重要なものは、内國收稅廳、關稅廳及郵政廳であつて、此の外森林廳を加へて四大收入廳と稱する。收入の手續は、徵收官吏は納稅義務者に對し、納稅告知書を

奉し、納入日現金又は小切手を同官吏に納付し、同官吏は所在英蘭銀行支店又は代理店に拂込み、之と同時に收入本廳に通知す。拂込を受けた銀行は之と本店の收入廳總勘定に移す。

次に收入本廳並英蘭銀行本店日々各々之と會計検査院長に通知し、收入本廳は英蘭銀行に命して、其廳總勘定から之を國庫勘定に移さしめ、其の金額を大藏省に報告す。一方英蘭銀行も振替へたり金額を大藏省に報告し、大藏省にて両者の金額を比較照合す。

以上ヨリ一般の手續にして、立替拂他例外の取扱が澤山ありが茲には之と省略す。

尚、内國收稅廳、關稅及消費稅廳並に森林廳にては一定金額を各徵收官吏の手許に保有せしめ、直に其の支

拂に充當せしむることを得りつて、此の金額は地方銀行の預金とされ居る。

## 六 決 算

英國に於て決算と稱すりは、歳出に關するのみで、歳入に付ては別に各廳に於て單に計算書を提出し、之を決算と稱せず、又其の取扱も簡略にざりて居る。

決算は總て會計検査院長の検査を経て下院に提出さるるものであるが、會計検査院長の地位は極めて高く、其の俸給の如きも既定費から支出さる。而して既定費に付ては、決算書を毎九月三十日に調製して會計検査院に提出すりのであるが、大藏省は毎四半期毎に計算書を調製して之を會計検査院に提出し、毎期の決算を明にし、決算書検査の資料たら一めらるので

ある。

會計検査院長は決算書の各費目に付其の支出の基く法律  
と對査し、之に證明を與へ、議會に提出すり報告書を作製す  
る。議定費決算に付ては、支出各廳及收入官廳に於て、會  
計長官が支出各項經費に付之を調製し、各項毎に總予算  
額と支出額と比較し、總支出額から支拂補充金を差引いた  
純支出額と示すと共に、歳出不用額及經費増減の如つて生  
ずる所を説明するのである。既定費の場合と同様毎月又は四  
半期毎に計算書を提出せしめ、豫め調査して置くを以て、一  
時に検査する勞を省くのである。

會計検査院の検査が終りとて之に證明を與へ、陸海軍決算書  
は西立年一月三十日迄に、其他の官廳のものは一月十五日迄に  
大藏省に回付し、決算書は陸海軍の今は二月十五日迄に、其  
算書等の區別がある。

他諸官廳の今は一月三十日迄に大藏省より之を下院に提出  
するのである。

歳入の方面に付ては之と決算と稱せなひが、計算書を下院に提  
出する故、其の計算書には、收入各廳計算書、各省豫備基  
金計算書、大藏省金櫃基金計算書、支拂認監收支計  
算書等の區別がある。

參考書

英國財算制度

石黑和吉著

Sir Thomas W. Heath, Treasury, 1927

John Walter Hills, The Finance of Government, 1924

William Young, The System of National Finance, 1924

海牙財算制度

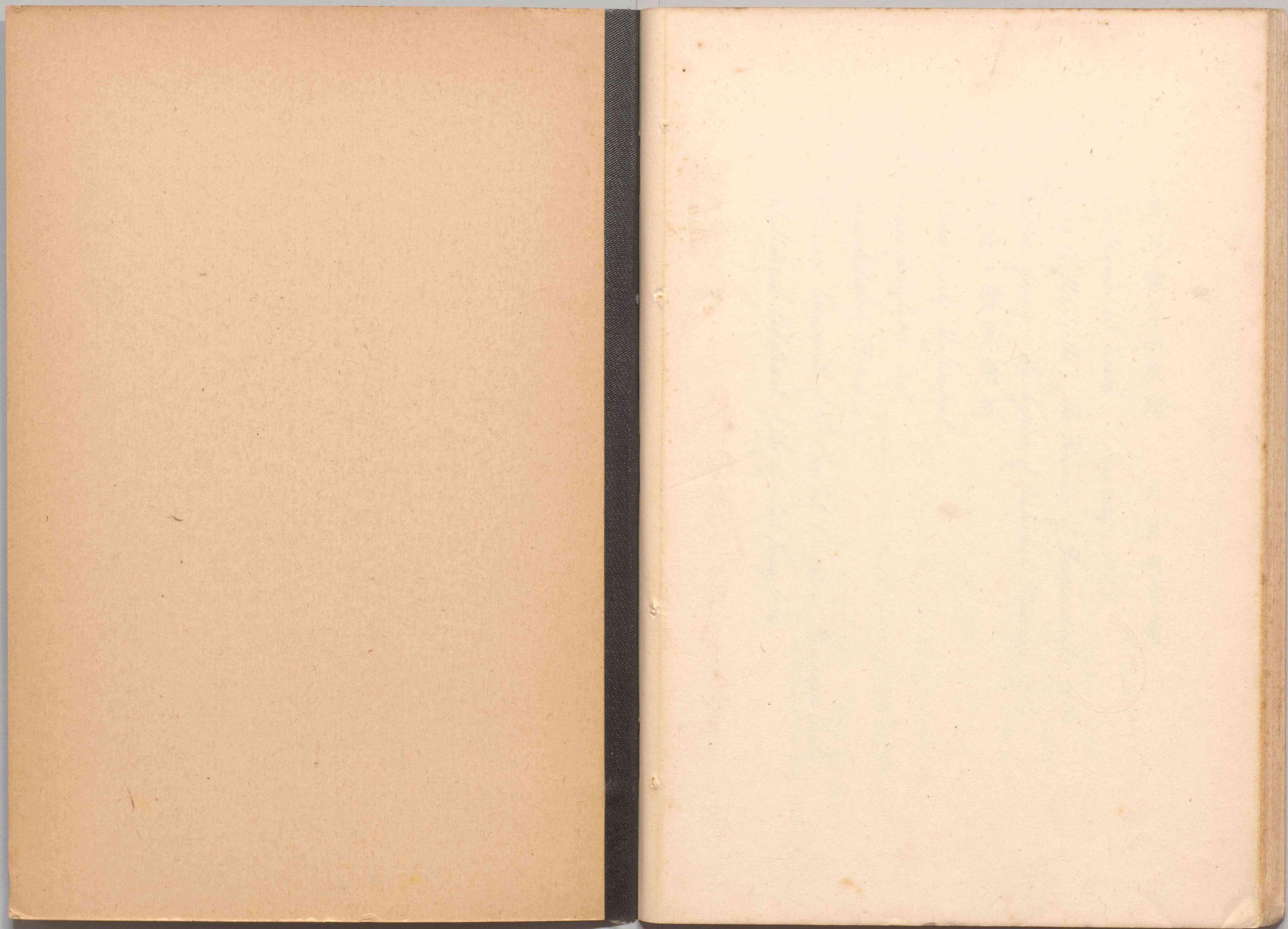
Financial Statement

Appropriation Act

Consolidated Fund Act

Finance Accounts of the United Kingdom. Finance Acts.

Statistical Abstract of the United Kingdom.



群馬県立図書館



0706654-1